

総合事業における新サービスの筑後市被保険者の利用に関する

市外事業者の指定方針について（区域外指定）

総合事業における新サービスの事業者の指定は、各市町村内において効力が発生するため、筑後市の被保険者が筑後市外の事業所を利用する場合は、当該事業所は筑後市の指定（区域外指定）を受ける必要がある。

そこで、新サービスについては、指定した保険者が指導等を行うことを鑑み、筑後市では次のように取り扱うこととする。

なお、住所地特例対象者については、施設所在市町村の新サービスを利用することが可能であるため、区域外指定の必要はない。

1. 市外事業所の新規指定

市外事業所については、次の条件のいずれも満たしている場合は区域外指定を行う。

ただし、（4）については、当該被保険者がDV被害者であること等から住民票を異動することができない場合については、個別に協議するものとする。

- （1）当該事業所が、施設所在地の保険者における総合事業の指定（みなし指定を含む）を受けていること。（市実施要綱第 11 条第 1 項第 2 号）
- （2）当該事業所が、筑後市の総合事業の基準等に従って運営できること。（市基準要綱第 4 条「区域外事業所に係る基準の特例」を含む）
- （3）当該事業所が、筑後市に接している市町村^{※1}に所在していること。
- （4）筑後市内に居住している利用者^{※2}に対するサービスの提供を行うものであること。

※1・・・久留米市、八女市、みやま市、柳川市、八女郡広川町、三潴郡大木町

※2・・・住民票を筑後市から異動することなく市外に居住している利用者については、住民票を異動することが前提である。

2. 総合事業移行に伴う経過措置（隣接市町村以外）

平成 27 年 4 月 1 日時点で指定を受けている介護予防訪問介護事業所、介護予防通所介護事業所は、総合事業の現行相当サービスについては平成 30 年 3 月 31 日までみなし指定を受けている。

- （1）平成 30 年 3 月末日時点で、筑後市の被保険者が利用している市外の介護予防訪問介護事業所、介護予防通所介護事業所については、平成 30 年 4 月以降も特例として、当該被保険者が利用している間、当該被保険者についてのみ指定を行う。
- （2）よって、平成 30 年 4 月以降は、当該被保険者のサービス利用が終了した時点で廃止届を行わせるものとする。
- （3）また、平成 30 年 3 月末日時点で、市外の介護予防訪問介護事業所、介護予防通所介護事業所と一体的に運営されている訪問介護事業所、通所介護事業所を利用している要介護状態の筑後市の被保険者が、認定更新等で総合事業の対象者（事業対象者、要支援 1、要支援 2）となった場合については、新規利用者と同じ取扱いとし、当該介護予防事業所の利用は認めないこととする。

【POINT】

- ◎ 筑後市に居住している被保険者に対して、隣接市町の事業所がサービスを提供することができるよう区域外指定をする。
- ◎ 移行に伴う経過措置として、現在利用している被保険者が継続して利用できるように区域外指定をする。（現在のグループホームや地域密着型通所介護の区域外指定と同様の取扱い）